

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

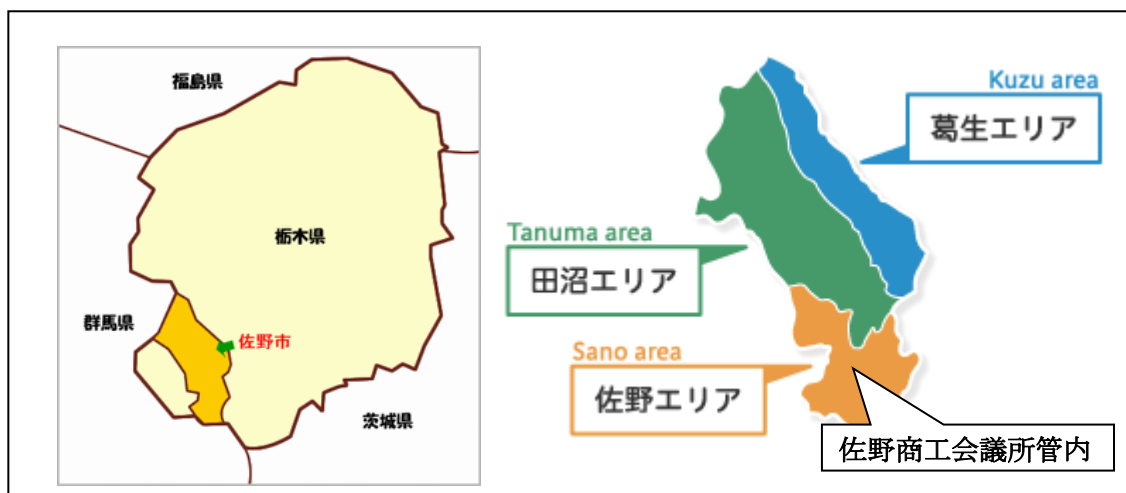
1 現状

(1) 地域の概要・立地

佐野市は、東京中心部から70km圏内の距離にあり、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置している。総面積は356.04km²で、北部は緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は住宅や産業基盤が集積する都市的地域となっている。

佐野市内には佐野商工会議所と佐野市あそ商工会の2つの団体があり、当商工会議所は主として佐野エリアを担当している。

近年は、北関東自動車道の出流原スマートインターチェンジの開通(令和4年)など、広域的な交通の要衝としての地理的優位性が高まっており、産業団地の整備や企業の立地が進んでいる。



(2) 地域の災害等リスク

<洪水：佐野市洪水・土砂災害ハザードマップ、佐野市地域防災計画>

佐野市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和6年2月改訂)によると、市内を流れる渡良瀬川、秋山川、旗川などが氾濫した際は、当商工会議所管内の佐野地区、堀米地区、旗川地区、赤見地区等で5m未満の浸水被害が想定される。また、犬伏地区、植野地区、界地区、吾妻地区等では5m～10m未満の浸水被害が予想されるなど、多大な被害が発生するおそれがある。

特に令和4年度の防災アセスメント調査による被害想定では、床上浸水が約3万2千棟に及ぶと試算されており、商工業者へのリスクとしては、設備の水没による故障や復旧の長期化、サプライチェーンの寸断による事業活動への甚大な影響が懸念される。

<土砂災害：佐野市洪水・土砂災害ハザードマップ、佐野市地域防災計画>

佐野市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和6年2月改訂)によると、土砂災害の危険性が高い場所は、田沼・葛生エリアの中山間地をはじめ、当商工会議所管内の北部山麓地帯

においても数多く存在する。令和6年4月時点で土砂災害警戒区域が951箇所、そのうち869箇所は特別警戒区域に指定されており、土砂災害が発生した際には、主要幹線道路の通行止めによる物流の停滞や建物への土砂流入による操業停止等のリスクが想定される。

商工業者へのリスクとしては、こうした事象により物流の停滞やアクセスの遮断が発生し、復旧が長期化することが想定される。

<地震：佐野市地域防災計画>

佐野市が令和4年度に実施した「防災アセスメント調査」では、従来の想定を見直し、より規模の大きい『深谷断層帯・綾瀬川断層』を震源としたM8.0の地震による被害を新たに想定している。この想定地震では、市域の人口や産業が集積する南部において最大震度6強の激しい揺れが予測されている。

商工業者のリスクとしては、主要な施設や機械設備が大きく損壊または使用不能となることにより、操業停止や電気・水道などライフラインの遮断、取引先との物流網の寸断が生じる可能性があり、物流の停滞、復旧の長期化が想定される。

また、同調査に基づく被害想定（冬18時強風時）は下記のとおり示している。

①建物被害

<冬18時強風時（10m/s）>

項 目		被害量
全壊棟数	液状化	176棟（0.2%）
	地震動	3,445棟（4.2%）
	土砂災害	13棟（0%）
	火災	1,779棟（2.2%）
半壊棟数	液状化	425棟（0.5%）
	地震動	8,553棟（10.4%）
	土砂災害	29棟（0%）

※（）内は総建物数82,496棟における被害率であり、小数点第2位を四捨五入しております。

出典：佐野市国土強靱化地域計画[令和6(2024)年3月改定]

②人的被害

<冬18時強風時（10m/s）>

項 目	被害量
死者数	222人（0.2%）
負傷者数	1,748人（1.5%）
うち重傷者数	290人（0.3%）

※（）内は総人口115,607人における被害率であり、小数点第2位を四捨五入しております。

出典：佐野市国土強靱化地域計画[令和6(2024)年3月改定]

③ライフライン被害（直後）

<冬18時強風時（10m/s）>

項 目		被害量
上水道	断水人口	99,572 人（断水率 87.3%）
下水道	支障人口	28,116 人（機能支障率 35.1%）
電力	停電軒数	9,250 軒（停電率 15.0%）
都市ガス	供給停止戸数	7,098 戸（供給停止率 89.3%）
LP ガス	ガス漏れ戸数	3,271 戸（供給停止率 7.3%）
通信	固定電話 不通回線数	2,834 回線（不通率 15.7%）

※（）内は各項目の総数における被害率であり、小数点第2位を四捨五入しております。

出典：佐野市国土強靱化地域計画[令和6(2024)年3月改定]

④避難者数

<冬18時強風時（10m/s）>

項 目	被害量	
	直後	1週間後
避難所避難者数	6,061 人	14,812 人
避難所外避難者数	4,041 人	14,812 人
計	10,102 人	29,624 人

※1 避難所への避難者数は1週間後に最多となる。

※2 阪神・淡路大震災の実績による被害の甚大性・広域性を考慮し、一定の予測手法で得られた全避難者数を次の割合で避難所避難者数と避難所外避難者数を想定し計算。

（避難所避難者数：避難所外避難者数）＝（当日～1日後）60：40 ⇒（1週間後）50：50

出典：佐野市国土強靱化地域計画[令和6(2024)年3月改定]

⑤帰宅困難者・滞留者数

種 別	想定人数
帰宅困難者（佐野市民が市外へ出て、帰れない者）	10,931 人
滞留者（市外の人が市内に来て、帰れない者）	9,970 人

※対象者数は佐野市における通勤・通学者数（国勢調査（令和2年））である。

出典：佐野市国土強靱化地域計画[令和6(2024)年3月改定]

<雪 害：佐野市地域防災計画>

当地域において平成 26 年 2 月には 2 回にわたる記録的な大雪に見舞われ、市内において降雪による多くの混乱がもたらされた。雪害による停電や断水、道路の通行止めによる物流の途絶、農業用ハウスや簡易構造建築物の倒壊など、人的・物的被害がもたらされるおそれがある。

商工業者へのリスクとしては、雪による道路の閉塞などにより物流や取引が滞ったりすることにより、通常の事業活動が阻害されることが想定される。

<突風災害：佐野市地域防災計画>

当地域においては、令和元年 7 月 27 日に植野地区・佐野地区等で、同年 9 月 10 日に赤見地区等で突風災害が発生し、住家や事業所、車両等に被害が生じた。その後も令和 3 年、令和 6 年と突風被害が確認されている。竜巻などの突風による被害は局所的かつ突発的に発生し、屋根の飛散やガラスの破損、飛来物による建物内部・設備の破壊など、事業活動に甚大な被害をもたらす可能性がある。

<その他：佐野市地域防災計画>

令和元年東日本台風においては、秋山川の決壊などにより広い範囲で浸水被害が発生し、人的被害のほか、住家、公共インフラ、商工業、農業など多くの産業基盤に甚大な被害を及ぼした。浸水被害は、床上浸水が 1,767 棟、床下浸水 2,059 棟が確認されている。

近年は、気候変動の影響により、短時間強雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯による局地的豪雨が増加しており、河川の氾濫や内水氾濫による浸水リスクの増大が懸念される。

<感染症のリスク>

感染症が流行した場合、社会全体で人の移動の制限や接触機会の抑制が行われることにより、労働力の確保や生産活動が大きく制約されることがこれまでの新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行で明らかになっている。特に感染拡大期には移動制限や外出自粛要請により、必要な人員の確保が困難になると同時に、物流や供給網が停滞し物資の供給不足や取引先との連携の遅延が生じやすい。

また、対面による販売・サービス需要が急減するとともに、耐久消費財などに代表される生産や輸送の需要が大幅に落ち込み、企業全体の生産活動が低迷する事態が発生する可能性がある。

このような感染症流行時の影響は、ヒト・モノ・カネ・情報の全般に波及し、従業員や取引先の健康リスクや出社制限により業務遂行に支障が出ることを想定される。

<サイバー攻撃のリスク>

近年、デジタル化の進展に伴い、商工業者においてもパソコンやインターネットを活用した業務が一般化している。一方でランサムウェアによる被害や不正アクセス、情報漏えい等のサイバー攻撃が増加しており、企業規模に関わらず事業継続に重大な影響を及ぼすリスクが高まっている。

特に取引先情報や顧客情報の漏えい、業務用システムの停止、データの消失等が発生した場合、業務の長期停止や信用の低下、取引関係への悪影響など、経営に深刻な支障をきたすおそれがある。このため、自然災害等の物理的リスクに加え、サイバー攻撃を事業継続上の重要な

リスクの一つとして位置付け、事前の備えや発生時の対応を含めた対策の必要性が一層高まっている。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者数 4,133 人
- ・小規模事業者数 3,092 人

業 種	商工業者数		備考（事業所の立地状況等）
	商工業者数	小規模事業者数	
建 設 業	392	372	地域内に分布
製 造 業	539	418	地域内に分布
卸売業・小売業	1,185	743	主に市街地に分布
飲食・サービス業	1,246	953	主に市街地に分布
そ の 他	771	606	運輸、金融、不動産、教育、医療等
合 計	4,133	3,092	

(令和3年経済センサス活動調査)

(4) これまでの取組

1) 佐野市の取組

- ・佐野市地域防災計画、佐野市水防計画（地域防災計画に統合）、佐野市国土強靱化地域計画（令和6年3月改定）の策定
- ・佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・佐野市洪水・土砂災害ハザードマップの改訂（令和6年2月）
- ・避難行動要支援者避難支援制度、地域防災士育成に伴う補助制度の創設
- ・防災行政無線放送、佐野市防災・気象情報メール、SNSなどによる災害情報の発信
- ・佐野市総合防災訓練、水難救助訓練等の実施 ・防災備品の備蓄

2) 佐野商工会議所の取組

- ・台風19号に伴う栃木県中小企業グループ施設等復旧整備補助事業において復興支援グループを形成し被災事業所の復興を支援
- ・会員被災情報の収集
- ・緊急相談窓口を通じ、地域商工業者へ情報の提供
- ・事業継続力強化計画（BCP）策定セミナーの開催
- ・事業継続力強化計画（BCP）に関する国の施策の通知
- ・各損害保険会社と連携した損害保険等への加入促進
- ・当商工会議所職員を対象とした災害時対応・事業継続対応（BCP）研修会の実施
- ・佐野市が実施する防災訓練などへの参加及び協力
- ・防災備品（懐中電灯、非常食、飲料水等）の備蓄

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（R7年度）

- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催（1回）
- ・事業者BCPセミナーの開催（1回）

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

<課題>

- ① 当地域は令和元年東日本台風で甚大な浸水被害を受けた経験から、被災事業所では対策が進んでいるが、時間の経過とともに防災意識の風化が懸念される。ハザードマップの改訂に伴い、新たな浸水想定区域（才川、仙波川等）に含まれる事業者へのリスク周知が必要である。
- ② 国の「事業継続力強化計画」認定制度が普及しており、単なるBCP策定にとどまらず、認定取得を通じた実効性のある計画づくりと、税制優遇や金融支援等のメリット活用を促進する必要がある。
- ③ 新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症に加え、サイバー攻撃などの新たなリスクへの対応が求められている。特にデジタル化が進む中、サイバーセキュリティ対策は事業継続の必須条件となっている。
- ④ 当商工会議所が策定した「災害時対応・事業継続対応（BCP）」マニュアルについて、最新の被害想定（震度6強等）や佐野市地域防災計画との整合性を図り、随時見直す必要がある。
- ⑤ 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ⑥ 地域の自然災害等リスクについて市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ⑦ 本計画の実行にあたって、保険・共済や防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

<対策>

- ① ハザードマップ改訂内容を活用し、窓口相談や巡回指導の機会を通じて、事業者に対する浸水リスクの周知を継続的に行う。特に新たに浸水想定区域に含まれた事業者には、事業継続力強化計画の策定支援を行い、防災意識の維持・向上を図る。
- ② 事業者に対し、事業継続力強化計画認定制度の概要や補助金加点等のメリットを説明し、認定取得を見据えた計画策定支援を行う。
- ③ 感染症流行時の対応や情報管理の重要性について、国・関係機関が発信する情報を活用し、事業者へ周知する。特にデータのバックアップやパスワード管理など、基本的なサイバー対策について助言を行う。
- ④ 佐野市地域防災計画等を踏まえ、当所BCPマニュアルの内容について、必要に応じて部分的な見直しを行う。また、職員間で内容を共有し災害時の対応を確認することで、支援体制の維持・向上を図る。
- ⑤ 事業継続力強化に関する取組状況の把握にあたっては、経済産業省が公表している「事業継続力強化計画」の認定事業者一覧を活用し、区域内での認定状況を確認する。また、窓口相談や巡回指導など、日頃の経営指導の機会を通じて事業者の意識や取組の実態に触れ、必要に応じて情報収集を行い、地域内での取組状況を把握するよう努める。
- ⑥ 市の関係各部署と情報共有や意見交換を行いながら、リスクの認識と支援のあり方について共通理解を深める。また必要に応じて協議の機会を設け連携を図るよう努める。
- ⑦ 保険・共済制度や防災・減災に関する専門的な助言ができる経営指導員の不足を解消するため、損害保険会社や中小企業基盤整備機構等の支援機関と連携し、セミナーや専門家派遣などを実施する。また、職員に対して研修会や勉強会を開催し、専門知識の習得と最新

動向の情報収集に努める。

3 目標

大規模自然災害や感染症拡大、サイバー攻撃などの緊急事態に対して、当地域の小規模事業者がリスク軽減のための事前の備え、事後の早い復旧や事業継続を図ることができるよう、次の目標を設定し、佐野市地域防災計画などをもとに佐野市と一体となって以下の取組みを進める。

・災害リスクの認識向上

地域内の小規模事業者を対象に、災害対策やリスク軽減に関するセミナーや相談会を開催する。また、佐野市が提供する最新のハザードマップ等の資料を活用し、事業活動に影響を及ぼす可能性のある災害リスクについて理解を深める機会を提供する。

・リスク軽減対策の促進

損害保険やサイバー保険への加入など、事業活動におけるリスク軽減に資する取組を推進するとともに、国の「事業継続力強化計画」の認定取得支援を強化する。

・迅速な対応力の確保

災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、平時から実効性のある組織体制の整備に努める。また、佐野市や関係機関とデジタルツール等を活用した情報共有・連携体制を構築し、地域全体で対応力の向上を図る。

<具体的には、以下の目標を設定し取り組んで行くこととする>

① 事業継続力強化計画（BCP）の普及支援

年間5者程度を対象に、事業継続力強化計画（BCP）の理解・策定支援を行う。

② 保険加入支援

年間5者程度を対象に、損害保険・サイバー保険加入等の相談・支援を行う。

③ セミナー等の開催

年間1～2回程度、事業継続力強化計画（BCP）に関するセミナーや説明会を開催する。

④ 相談機会の提供

セミナー等以外に、個別相談会を複数回設け、必要な支援の入り口を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、中小企業基盤整備機構、自治体（栃木県・佐野市）と連携し、事業継続力強化計画（BCP）の策定状況や計画認定件数の状況を収集する。
- ・伴走型補助金制度や専門家派遣支援を活用し、個々の小規模事業者に対してヒアリング調査等を実施することにより、各事業者の危機対応の計画や訓練実施状況等を直接把握する。
- ・窓口相談や巡回指導の機会を捉え、現場での聞き取りや実施状況の確認を行う。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・管内小規模事業者が自然災害や感染症等のリスクを正しく認識し、事業継続に向けた備えを進められるよう支援を行う。窓口相談や巡回指導において、ハザードマップ等を活用し、事業所立地に応じた災害リスクや事業への影響について説明するとともに、事前の備えや被害軽減策の必要性について周知する。
- ・損害保険、共済制度の活用や行政支援策等、自然災害等による影響軽減に資する取組について情報提供を行い、災害発生時の資金繰りを含めたリスク対策の意識向上を図る。また、会報やHP等を通じて、国の施策や事業継続に関する制度、取組事例等を発信する。
- ・事業継続力強化計画（BCP）を策定していない事業者に対しては、その重要性や効果について普及啓発を行い、簡易的なものを含めたBCP策定を促進する。策定を希望する事業者に対しては、セミナー、個別相談を通じて、計画作成や運用に関する助言・支援を行う。
- ・感染症リスクについては、正確な情報に基づく対応の重要性を周知するとともに、衛生対策やIT活用、テレワーク環境整備等に関する情報提供を行い、事業継続力の向上を支援する。

(3) フォローアップ

- ・地域内事業者による訓練や、自治体が実施する防災訓練への参加を促し、事業継続力強化の実効性を高める。
- ・事業継続力強化計画（BCP）の策定後、一定期間が経過した事業者に対し、巡回経営指導等を通じて、被災時を想定した訓練や計画内容の再点検を促す。
- ・計画内容の充実を図るため、専門家派遣制度等の支援策を紹介し、外部専門家の知見を活用した改善を支援する。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、期間終了後には取組の振り返りを行いながら、計画の再策定および再申請につながるよう継続的なフォローを行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・事業継続力強化に取り組む事業者の取組内容を、会報やHP等で紹介し、他の事業者が参考にできるよう情報発信を行う。
- ・地域や業種が近い事業者を対象に、防災・減災への取組や災害時の対応方法を共有する機会

を設け、実践的な学びにつなげる。

(5) 関係団体等との連携

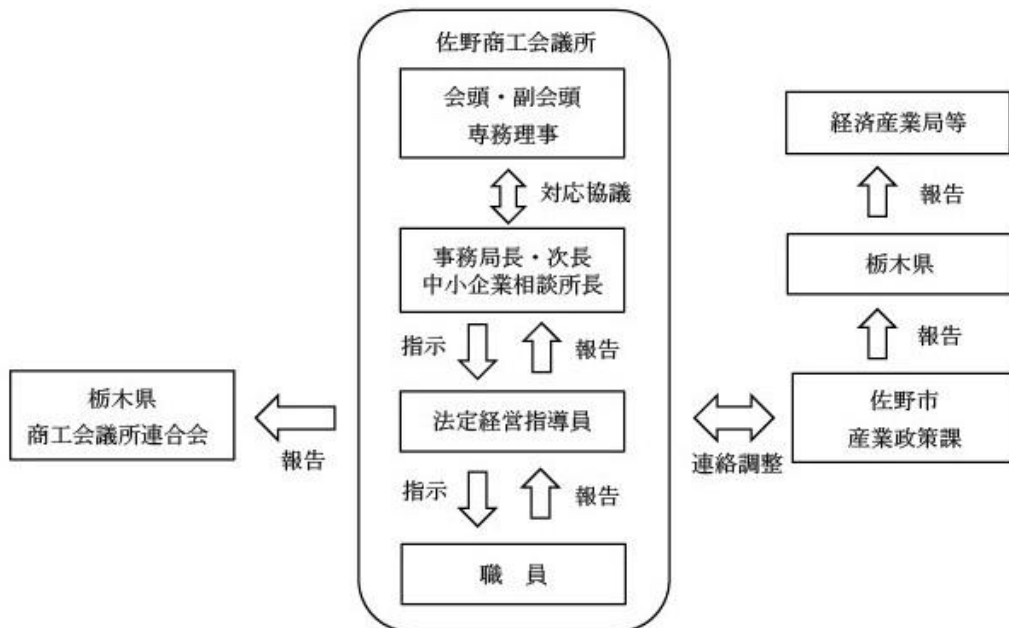
- ・栃木県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、専門家派遣を活用した事業継続力強化に関する普及啓発セミナーや個別相談会を開催するとともに、自然災害やサイバーリスク等に備えた各種保険制度の情報提供を行う。
- ・両毛五市商工会議所（佐野・足利・太田・館林・桐生）や近隣商工会議所とのネットワークを活用し、事業継続力強化計画の策定や運用に関する情報交換や研修を行うことで、広域的な視点での支援体制の強化を図る。
- ・事業継続力強化計画の策定にあたっては、中小企業支援機関等が実施する専門家派遣制度を活用し、策定支援を行う。
- ・感染症リスクについては、関係機関と連携し、収束時期が見通しにくい特性を踏まえたリスクファイナンス対策として、生命保険や傷害保険、休業補償等に関する情報提供を行う。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風・能登半島震災と同規模）が発生したと仮定し、佐野市との連絡ルートの確認などを行う（訓練は必要に応じて実施する）。

3 リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4 リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、人命安全確保を最優先とし以下の手順で対応する。なお、大規模災害発生を目安は以下の通りである。

- ・風水害：特別警報が発表された場合、または高齢者等避難（警戒レベル3）以上が発令された場合。
- ・地震：震度5弱以上の揺れが観測された場合。（警戒配備）
- ・その他：事象にかかわらず、ある事象が発生し、人命にかかわるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合。

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・当商工会議所の災害時対応マニュアルに則り、安否確認実施責任者（又はその代行者）が安否確認を実施し、確認結果の取りまとめを行うとともに、安否確認結果をもとに勤務可能な人員の把握を行う。
- ・報告を受けた事務局長（又はその代行者）もしくは法定経営指導員は、佐野市へ被害状況を報告するとともに佐野市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業所の被害状況の確認

- ・佐野市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。また、罹災証明申請書等に被害状況等の記載欄を設け、被害状況を確認する。
- ・当商工会議所は、巡回・電話・メール・SNS等により会員事業所の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・佐野市と当商工会議所は、以下の間隔で被害情報などを共有する。なお、情報共有は、本計画の申請ガイドライン栃木県版で示された実態調査票（様式1）を用いて行う。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・佐野市と当商工会議所で情報を共有した上で、佐野市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当商工会議所においては栃木県商工会議所連合会（以下「県連合会」）が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがいなどの徹底を行う。
- ・佐野市で取りまとめた「佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザなど対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐野市が設置する新型インフルエンザ等対策本部による基本的対処方針に基づき当会議所による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策などについて事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・佐野市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を把握する。
- ・当商工会議所は、巡回・電話・メール・SNS等により会員事業所の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、佐野市と当商工会議所で情報を共有した上で、佐野市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当商工会議所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 被害事業者に対する支援

1) 応急対策等の支援

- ・相談窓口の開設方法については、必要に応じて佐野市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、佐野市などの施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要の罹災証明書等について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、佐野市などの施策）を周知する。
- ・災害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを栃木県・県連合会などに相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

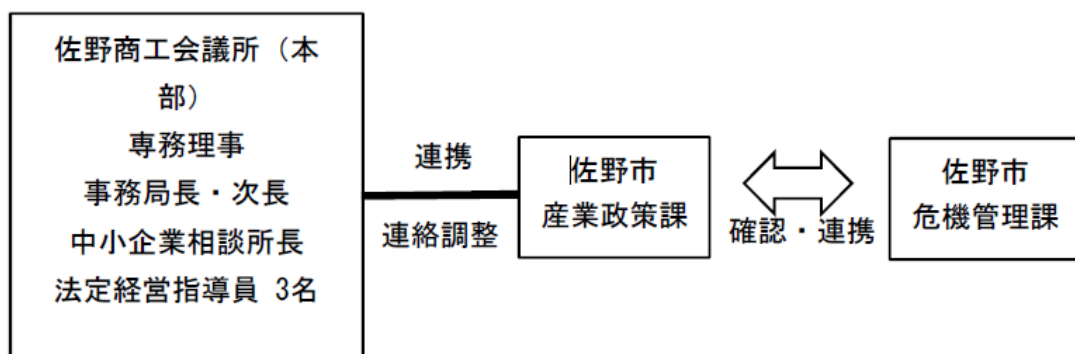
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月現在)

1 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・当商工会議所、佐野市産業政策課・危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、必要に応じて協議の機会を設け連携を図る。
- ・また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・当商工会議所では、法定経営指導員3名と経営指導員7名による支援体制を整備し、市内の小規模事業者に対して計画策定支援からフォローアップまで一貫した支援を行う体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携する損害保険会社の専門家による個別相談を実施し、事業リスクに応じた保険対応の支援を行う体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員3名、経営指導員7名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当商工会議所と佐野市で協議し評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当商工会議所職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

- ・経営指導員 奈良 光浩（連絡先は後述 3 ①参照）
- ・経営指導員 金尾 伸行（連絡先は後述 3 ①参照）
- ・経営指導員 新井 泰士（連絡先は後述 3 ①参照）

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

3 連絡先

① 佐野商工会議所 中小企業相談所 経営支援課

〒327-0027 栃木県佐野市大和町 2687-1
TEL : 0283-22-5511 / FAX : 0283-22-5517
E-mail : s-cci@sanocci.or.jp

② 佐野市 産業文化スポーツ部 産業政策課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地
TEL : 0283-20-3040 / FAX : 0283-20-3029
E-mail : sangyou@city.sano.lg.jp

4 被害情報報告先

① 栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号
TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340
E-mail : shienschitsu@pref.tochigi.jg.jp

② 栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 3 丁目 1 番 4 号
TEL : 028-637-3725 / FAX : 028-632-9092
E-mail : info@ftcci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 広報費	50	50	50	50	50
・ 調査費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、佐野市補助金、栃木県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。